マンション売買契約書

売主〇〇〇〇(以下「甲」という)と買主〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、別紙物件目録の区分所有建物(以下「本物件」という)について、以下のとおりマンション売買契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(売買契約)

甲は、乙に対し、甲の所有する本物件を金○○万円(消費税等を含む)で売り渡し、 乙はこれを買い受けた。

第2条(売買代金の支払方法)

- 1 乙は、本契約の契約日に、前条の売買代金の内、金〇〇万円を手付として甲に対して支払うものとする。なお、本手付金は、本条第2項の残代金を支払い終えた際に、本売買代金に充当するものとする。
- 2 乙は、残代金○○万円について、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって、以下のとおり分割して支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

| ○○年○月○日限り | 金 | 万円 |
|-----------|---|----|
| ○○年○月○日限り | 金 | 万円 |

第3条(所有権移転および所有権移転登記)

- 1 本物件の所有権は、乙が前条2項の残代金を完済したと同時に、甲から乙に移転 するものとし、同日、甲は乙に対し、本物件を引き渡すものとする。
- 2 甲は、前項の本物件の引渡しの後、○日以内に、本物件の所有権移転登記申請を なすものとする。
- 3 本物件の所有権移転登記に要する一切の費用は乙の負担とする。その他の契約費 用等は甲乙が折半して負担する。

第4条(公租公課等)

本物件についての公租公課その他の賦課金は、本物件の所有権移転登記申請日の前日 までは甲の負担とし、同申請日以降は乙の負担とする。

第5条(危険負担)

- 1 本物件の所有権が乙に移転する前に、乙の責めに帰することのできない事由により、滅失、毀損したときは、その損害を甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、乙は本 契約を解除することができる。

第6条(契約の解除)

- 1 甲又は乙が、本契約に定めた債務の履行を怠った場合は、その相手方は書面により、相当期間を定めて履行を催告した上、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合においては、解除者が相手方に対して損害賠償の請求をすることを妨げない。

第7条(損害賠償責任)

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害 の全て(弁護士費用及びその他の実費を含む)を賠償しなければならない。

第8条(遅延損害金)

乙が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年○○%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第9条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、○○地方裁判所をもって 第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第10条(協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、 相互に誠意をもって協議・解決する。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

○年○月○日

(甲)

物件目録

床面積

| I | 川 任 | | |
|---|--------------|--------------------|--|
| | 地番 | ○○番○○ | |
| | 地目 | 宅地 | |
| | 地積 | ○○. ○○平方メートル | |
| | 所有者 | ○○ 持ち分○○分の○○ | |
| | | | |
| 2 | (一棟の建物の表示) | | |
| | 所在 | ○○市○区○○町○○丁目○○番地○○ | |
| | 建物の名称 | ○○マンション | |
| | (専有部分の建物の表示) | | |
| | 家屋番号 | ○○町○○丁目○○番○○の○○ | |
| | 建物の名称 | ○○号 | |
| | 種類 | 居宅 | |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造1階建 | |

○○階部分 ○○. ○○平方メートル